

第177回 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成27年6月16日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

梅田芸術劇場 メインホール
大阪市北区茶屋町19番1号

(末尾ご案内図ご参照)

決議
事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策
(買収防衛策)の基本方針決定の件 |
| 第3号議案 | 取締役13名選任の件 |

目次

第177回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	27
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告書	49

阪急阪神ホールディングス株式会社

証券コード9042

株 主 各 位

証券コード9042
平成27年 5 月28日

大 阪 府 池 田 市 栄 町 1 番 1 号
(本 社 事 務 所)
(大 阪 市 北 区 芝 田 一 丁 目 16 番 1 号)
阪急阪神ホールディングス株式会社
代表取締役社長 角 和 夫

第177回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第177回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記株主総会参考書類をご検討くださいます、3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご確認のうえ、郵送又はインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年 6 月16日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区茶屋町19番 1 号
梅田芸術劇場 メインホール (末尾ご案内図ご参照)
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第177期 (平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで)
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第177期連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第 1 号議案 剰余金処分の件
 - 第 2 号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の
基本方針決定の件
 - 第 3 号議案 取締役13名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- ◎ 事業報告の「主要な借入先」「財産及び損益の状況」「主要な事業内容並びに主要な営業所及び使用人の状況」「会社の株式に関する事項」「新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 議決権行使を代理人（本総会において議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。）に委任する場合は、代理人が、代理権を証明する書類（委任状）並びに委任者及び代理人の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。

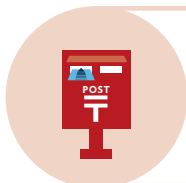
議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。

行使期限 平成27年6月15日(月曜日) 午後5時50分まで



インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotest.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 平成27年6月15日(月曜日) 午後5時50分まで

◎ 当日ご出席の場合は、郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotest.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です(但し、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

- ④ インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(平成27年6月15日(月曜日))の営業時間の終了時(午後5時50分)まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら本頁末尾記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. 議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

郵送及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

郵送及びインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームのご案内

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、事前のご利用申込みをいただくことにより、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話: 0120-173-027(受付時間/9:00~21:00、通話料無料)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社グループにおきましては、グループ経営機能を担う当社の下、中核会社を中心として、各コア事業の競争力強化を図るとともに、コア事業間の連携を通じてグループ総合力の発揮に努めてまいりました。

当社では、将来を見据えた投資と財務体質の継続的な強化をバランス良く図りながら、安定的な配当を実施することを株主配当の基本方針としており、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額 37億9,749万9,216円

※ なお、中間配当金として1株につき3円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき6円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月17日

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の基本方針決定の件

平成24年6月14日開催の定時株主総会でご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針」(以下「旧基本方針」といいます。)及び同日開催の当社取締役会で決議しました「当社株式の大量取得行為に関する対応策」(以下「旧プラン」といいます。)につきましては、本総会終結の時をもって、いずれも有効期間が満了することとなります。

そこで、下記(1)記載の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、当社定款第17条に基づく「当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針」(以下、変更後の基本方針を「本基本方針」といいます。)の内容を、以下のとおり、改めて決定いたしたく、そのご承認をお願いするものであります。

なお、本基本方針の更新に当たり、形式的な文言の修正を行っておりますが、旧基本方針の内容を実質的に変更している箇所はございません。

また、当社では、下記(3)記載の本基本方針を今回お諮りするほか、下記(2)記載の内容の取組みを行っております。これらに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由につきましては、下記【本基本方針に関するご参考事項】(い)に記載しておりますので、株主の皆様におかれましては、その内容をご理解いただき、本議案をご承認賜りますようお願い申し上げます。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、「中・長期的視点に立った安全対策への積極的な取組み等の社会的使命の遂行」、「中・長期的な事業成長を目指した大規模開発の推進」、「沿線に関わる行政機関・周辺住民その他の関係当事者との信頼関係の維持」、「当社グループの各コア事業相互の有機的なシナジーを最大限発揮することによる総合力の強化」等に重点を置いた経営の遂行が必要不可欠であり、これらが中・長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになると考えております。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中・長期的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量取得行為がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループは、数多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も都市交通事業、不動産事業、エンタテインメント・コミュニケーション事業、旅行事業、国際輸送事業及びホテル事業といったコア事業を中心として、幅広い範囲に及んでおります。従って、外部者である買付者からの買付の提案を受けた際に、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機結合により実現され得るシナジーその他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われれます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により企業価値・株主共同

の利益が毀損されることを防止するためには、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業価値向上に資する取組み

当社グループは、出発点である鉄道事業において、都市と都市、都市と郊外を、高速・高密度輸送で結ぶことにより、人々の生活圏を大きく拡大すると同時に、住宅、商業施設から阪神タイガースや宝塚歌劇に至るまでの多岐にわたる分野において、新たなサービスを次々と提供し、社会に新風を吹き込んでまいりました。

現在では、純粋持株会社である当社の下、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、株式会社阪急交通社、株式会社阪急阪神エクスプレス、株式会社阪急阪神ホテルズの5つの中核会社を中心に、『安心・快適』、そして『夢・感動』をお届けすることで、お客様の喜びを実現し、社会に貢献すること』を使命として、事業を推進しております。

当社グループは、上記(1)でも述べましたとおり、都市交通事業、不動産事業、エンタテインメント・コミュニケーション事業、旅行事業、国際輸送事業及びホテル事業の6つの事業領域をコア事業と位置付け、具体的には、以下の取組みを行っております。

まず、都市交通事業では、関西圏において一大交通網を形成する、鉄道、バス、タクシー等の都市交通輸送を担っており、沿線となる京阪神エリアにおいて、安全・快適かつ利便性の高い輸送サービスの提供に取り組んでおります。特に、鉄道におきましては、他社との相互直通運転を通じて、より広域的なネットワークの構築に努めるとともに、ICカードの普及・拡大を図るほか、高架化工事を始めとする大規模工事や、駅バリアフリー化工事等につきましても、着実に推進しております。また、沿線を中心として、コンビニエンスストア・化粧品雑貨店等の小売業等、幅広い展開を図っており、駅ナカの魅力向上に取り組んでおります。

次に、不動産事業では、商業施設やオフィスの賃貸とマンション事業を主な収益基盤として、阪急三番街、阪急西宮ガーデンズ、グランフロント大阪、ハービスOSAKA等の商業施設を始め、大阪梅田を中心とした沿線におけるこれまでの開発実績等を背景にした「沿線価値創造力」を強みとして、これまでに集積したノウハウを活用し、安心で快適な街づくりを進めるとともに、「梅田1丁目1番地計画(大阪神ビルディング及び新阪急ビルの建替計画)」など、より沿線に賑わいをもたらす魅力ある大規模開発を着実に推進しております。

エンタテインメント・コミュニケーション事業では、全国的な人気・知名度を誇る「阪神タイガース」

を中心とするスポーツ事業や「宝塚歌劇」を中心とするステージ事業に代表される事業を営んでおりますが、これまで培ってきた独自コンテンツを強化しながら、多彩なライブエンタテインメントを提供することで、全国のお客様に「夢・感動」をお届けしております。

旅行事業では、充実した内容で豊富な品揃えの基幹ブランド「トラピックス」を始めとする募集型企画旅行や業務渡航を取り扱っております。

国際輸送事業では、高度なIT技術とグローバルネットワークを駆使して、多種多様な輸送モードを効率的に組み合わせた高品質な総合物流サービスを提供しております。

最後に、ホテル事業では、フルサービス型ホテルから宿泊主体型ホテルまで幅広い業態のホテルを展開しておりますが、首都圏と近畿圏の国内二大マーケットに直営ホテルが集中する強みを活かし、さらなる競争力の強化を図っております。また、国際的な高級ホテルチェーンと提携して経営する「ザ・リッツ・カールトン大阪」につきましては、お客様の高い評価を得ております。

以上のとおり、当社グループは、各コア事業を通じて、輸送サービスの充実、良質な住宅・オフィスの提供や、商業施設の開発等に代表される沿線におけるより良い街づくり、当社グループ独自のエンタテインメント、さらには、旅行、国際輸送、ホテル等、暮らしに関するサービスを総合的に提供し、阪急・阪神の沿線価値を高めることにより、当社グループの持続的成長を図ることができると考えております。

当社グループでは、これらの事業展開の下、平成30年度までを計画期間とする中期経営計画において、当該期間を「中長期的な成長に向けた基盤整備の時期」と位置付け、「梅田地区をはじめとする沿線の価値向上」や「中長期的な成長に向けた新たなマーケット（首都圏・海外等）の開拓」に取り組んでまいります。また、財務面では、「将来を見据えた投資」を中心に、「財務体質の継続的な強化」及び「株主還元」にもバランスよく、かつ柔軟に資金を配分することとしており、当社グループは、これらの事業戦略や財務方針に基づき、今後とも中長期的な視点に立って持続的な成長を図ってまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

a. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、「お客様を始めとする皆様から信頼される企業でありつづける」ために、コーポレート・ガバナンスを強化していくことが重要であると認識しており、経営の透明性・健全性を一層高めることや、法令等の遵守、適時適切な情報開示等を通じて、その充実を図っております。

b. コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(a) 取締役・取締役会

当社及び当社グループの経営方針及び経営戦略や経営計画等に関わる重要事項については、グループ経営会議の審議を経て、当社取締役会において決定するものとしております。グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合においては、事前に当社の承認を得ることを求め、また、グループ会社が当社に適時報告する体制を整備しております。さらに、原則として全てのグループ会社に、いわゆる「内部統制システム」の構築に関する基本方針を整備するよう指導しております。

また、当社取締役会は、現在取締役13名（うち2名が社外取締役。但し、本株主総会終結前時点）から構成されますが、中核会社を始めとする主要なグループ会社から選出された取締役に、豊富な経験と実績を有する社外取締役を含めた構成とするとともに、取締役の任期を1年としております。

なお、当社は、上記社外取締役2名を、後記の社外監査役3名とともに、独立役員として指定し、上場証券取引所に対し届け出ております。

(b) 監査役・監査役会

当社では、有識者（法律専門家・学識経験者）を社外監査役に選任するとともに（現在、監査役5名のうち3名が社外監査役。但し、本株主総会終結前時点）、監査役の職務を補助する体制として専任スタッフを配置して、当社及びグループ会社の業務及び財産の状況を調査し、取締役の職務執行を監査しております。

また、グループ各社の監査役について、監査権限を会計監査に限定せず、業務監査権限まで付与するとともに、当社の監査役と密に連携し、情報の共有を図っております。

(c) その他

コンプライアンス経営の確保等を目的に、当社及びグループ会社の役職員に加え、取引先も利用可能な内部通報制度として、内部相談受付窓口及び外部の弁護士を窓口とする外部相談受付窓口からなる「企業倫理相談窓口」を設置するなどの施策を実施しております。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針(本基本方針))

① 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記②に定める「本プランの骨子」に従った具体的な対応策(以下「本プラン」といいます。)を当社取締役会において別途決議し、本プランの内容を、上場証券取引所における適時開示、当事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページへの掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があること並びに当社が差別的行使条件及び取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策(平時の買収防衛策)とします。

② 本プランの骨子

a. 本プランの概要

当社は、下記b. に定める買付等を行う者又は提案する者(以下「買付者等」といいます。)に対し、下記c. に定める手続に従って買付等を実施することを求め、当該買付等についての情報提供及び検討のための時間を確保します。また、下記e. (a)の各号のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件(差別的行使条件)及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項など下記e. (e)に定める内容を有する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てることのできるものとします。

b. 対象とする買付等

本プランが対象とする買付等は、次の(a)若しくは(b)に該当する買付又はこれに類似する行為とします。

- (a) 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
(b) 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

c. 買付者等が遵守すべき買付等の手続

買付者等が買付等を行う場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法及び内容、買付等の価額の算定根拠、買付等の資金の裏付け、買付等の後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が本プランへの更新に際して定める情報(以下「本必要情報」といいます。)並びに当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を、当社の定める書式により提出するものとします。

当社は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会(その詳細については下記 f. 参照。以下同じとします。)に提供します。独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等は、独立委員会の求めに従い、独立委員会の定める回答期限までに追加情報を提出するものとします。

なお、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討並びに株主に対して提示する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討(必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。)等に必要な時間を考慮して適宜回答期限(但し、6頁「(1)」に記載のとおり当社グループの営む事業の多様性・広範性等を考慮し、原則として60日間を超えないものとします。)を定めたうえ、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

d. 独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

上記 c. の検討を開始するために十分な情報提供がなされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、最長60日間の検討期間(但し、当該検討期間の終了時まで、下記 e. (a)又は(b)に定める勧告を行うに至らない場合には、必要な範囲で最長30日間延長できるものとし、以下「検討期間」といいます。)を設定します。

独立委員会は、検討期間内において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、買付等の内容を改善させるため、直接又は当社取締役会等を通じて間接に当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示を行います。なお、買付者等は、独立委員会が検討期間内において、自ら又は当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を受けることができます。

e. 新株予約権無償割当ての実施

(a) 独立委員会による実施の勧告

独立委員会は、次の各号に定めるいずれかの場合に該当すると判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

- (ア) 買付者等が上記 c. に定める情報提供及び検討期間の確保のための手続その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合
- (イ) 買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等の評価・検討等並びに買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記1)ないし6)のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合
- 1) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
 - (i) 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (iii) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
 - 2) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等
 - 3) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等
 - 4) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等
 - 5) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等
 - 6) 買付者等による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、鉄道事業の安全性若しくは公共性又は利用者の利益の確保に重大な支障を来すおそれのある買付等

但し、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後であっても、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記(ア)及び(イ)のいずれにも該当しないと独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての中止又は割当て後の本新株予約権の無償取得を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

なお、独立委員会は、上記(ア)又は(イ)のいずれかに該当すると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

(b) 独立委員会による不実施の勧告

独立委員会は、買付者等による買付等が、上記(a)の(ア)及び(イ)のいずれにも該当しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後であっても、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記(a)の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

(c) 株主に対する情報開示

当社取締役会又は独立委員会は、以下に記載する各事項のうち、独立委員会が適切と認める事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行います。

(ア) 買付者等が現れた事実

(イ) 買付者等から買付説明書が提出された事実とその内容の概要

(ウ) 本必要情報が提供された事実とその内容の概要

(I) 検討期間が開始された事実

(オ) 検討期間延長の決議がなされた事実とその理由の概要

(カ) 独立委員会による勧告の事実と、勧告を行った理由及び勧告の内容の概要(当該勧告後の事実関係等の変動により当該勧告とは異なる勧告がなされた場合には、当該事実と、当該異なる勧告を行った理由及び当該異なる勧告の内容の概要)

(d) 当社取締役会による独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、上記(a)及び(b)による独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

但し、独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します(株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権無償割当ての実施に関する取締役会決議を行います。)。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行います。

買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議を行うまでの間、又は上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権無償割当ての議案が可決若しくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施等に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合若しくはこれに関する議案が否決された場合には、速やかに、当該決議の概要又は否決の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(e) 新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は、以下のとおりとします。

(ア) 本新株予約権の数

当社取締役会又は株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)の2倍に相当する数を上限として、当社取締役会又は株主総会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(イ) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(ロ) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(ハ) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式⁸(「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。)の数は、別途調整がない限り1株とします。

(ニ) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(ホ) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1か月間から2か月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(ヘ) 本新株予約権の行使条件

次の1)ないし6)に規定する者(以下「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使できません。

- 1) 特定大量保有者⁹
 - 2) 1)の共同保有者¹⁰
 - 3) 特定大量買付者¹¹
 - 4) 3)の特別関係者
 - 5) 上記1)ないし4)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受け又は承継した者
 - 6) 上記1)ないし5)に該当する者の関連者¹²
- (ク) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- (ケ) 本新株予約権の取得事由
- 1) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間、いつでも全ての本新株予約権を無償で取得することができます。
 - 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき (別途調整がない限り) 当社株式 1 株を交付することができます。かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、かかる取得を別途行うことができ、以後も同様とします。
 - 3) その他当社が本新株予約権を取得できる場合及びその条件については、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。
- (コ) その他
その他の本新株予約権の内容は、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。
- f. 独立委員会について
当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置します。独立委員会は 3 名以上の委員により構成され、委員は当社取締役会が当社の社外取締役及び社外監査役並びに社外の有識者 (実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等) から選任し、公表するものとします。
- 独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。
- その他、独立委員会に関する事項については、別途当社取締役会において定めるものとします。

g. 本プランの廃止

当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

h. その他

上記 a. ないし g. に定めるほか、本プランの詳細は、別途当社取締役会が本プランの更新を決定する決議において定めるものとします。

③ 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、本株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本方針は当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとし、この場合、本プランは、速やかに、変更後の基本方針に従うよう変更され、又は廃止されるものとします。

【 本基本方針に関するご参考事項 】

本基本方針の内容は上記(3)のとおりですが、株主及び投資家の皆様への影響並びに本基本方針に関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮いただき、本議案をご承認賜りますようお願い申し上げます。

(あ) 株主及び投資家の皆様への影響について

① 本基本方針の更新・本プランの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本基本方針の更新及び本プランの更新時点においてはいずれも、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

② 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランが更新され、本プランの手續に従い本新株予約権の無償割当てが実施される場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 2 個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手續を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。但し、当社は、当社取締役会の決定により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、

これと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとれば、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた後に、当該割当てが中止されたり、本新株予約権が無償取得された場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(い) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

① 上記(1)の基本方針の実現に資する特別な取組み(上記(2)の取組み)について

上記(2)に記載した企業価値向上に資する取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みといった施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記(3)の取組み)について

a. 本基本方針が上記(1)の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

b. 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記(1)の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足しています。

(b) 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり本株主総会において承認可決されることにより決定されます。

また、上記(3)③「本基本方針の有効期間」に記載したとおり、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更又は廃止することが可能とされています。また、本基本方針の有効期間内であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することも可能です。従って、本基本方針及びこれに従って更新される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記(3)② f. 「独立委員会について」に記載したとおり、本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。このように、独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、本基本方針が本株主総会において承認可決され、本プランの更新が当社取締役会で決議された場合、独立委員会の委員には、当社社外監査役から土肥孝治氏が、社外の有識者として河本一郎氏（神戸大学名誉教授）及び新原芳明氏（元 造幣局理事長）がそれぞれ就任する予定です。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、上記(3)② e. (a)「独立委員会による実施の勧告」に記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 外部専門家の意見の取得

上記(3)② d. 「独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示」に記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(f) 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本基本方針及び本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。本議案において同じとします。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。本議案において同じとします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。本議案において同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
 - 8 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本株主総会開始時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類を指すものとします。
 - 9 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
 - 10 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。
 - 11 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
 - 12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

第3号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(13名)が任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いしますのものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 すみ かず お 角 和 夫 (昭和24年4月19日生)	昭和48年4月 阪急電鉄株式会社入社 平成12年6月 同 取締役 平成14年6月 同 常務取締役 平成15年6月 同 代表取締役社長 平成17年4月 阪急ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成18年10月 当社代表取締役社長(現在) 平成20年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ取締役(現在) 平成25年4月 株式会社阪急交通社取締役(現在) 平成25年4月 株式会社阪急阪神エクスプレス取締役(現在) 平成26年3月 阪急電鉄株式会社代表取締役会長(現在)	176,200株
2	再任 さか い しん や 坂 井 信 也 (昭和23年2月9日生)	昭和45年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 平成14年6月 同 取締役 平成17年6月 同 常務取締役 平成18年6月 同 代表取締役社長 平成18年10月 当社代表取締役(現在) 平成20年6月 株式会社阪神タイガース代表取締役会長(現在) 平成23年4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締役会長(現在)	72,260株
3	再任 社外取締役候補者 いの うえ のり ゆき 井 上 礼 之 (昭和10年3月17日生)	昭和32年3月 ダイキン工業株式会社入社 平成6年6月 同 代表取締役社長 平成14年6月 同 代表取締役会長兼CEO 平成15年6月 阪急電鉄株式会社取締役 平成17年4月 阪急ホールディングス株式会社取締役 平成18年10月 当社取締役(現在) 平成26年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長 兼グローバルグループ代表執行役員(現在)	32,000株
4	再任 社外取締役候補者 もり しょう すけ 森 詳 介 (昭和15年8月6日生)	昭和38年4月 関西電力株式会社入社 平成17年6月 同 代表取締役社長 平成22年6月 当社取締役(現在) 平成22年6月 関西電力株式会社代表取締役会長(現在)	36,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
5	再任 すぎ おか しゅん いち 梶 岡 俊 一 (昭和15年4月1日生)	昭和39年4月 株式会社阪急百貨店入社 平成12年6月 同 代表取締役社長 平成12年6月 阪急電鉄株式会社取締役 平成17年4月 株式会社阪急百貨店代表取締役会長 平成17年4月 阪急ホールディングス株式会社取締役 平成18年10月 当社取締役(現在) 平成19年10月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役会長兼CEO 平成20年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ取締役(現在) 平成20年10月 株式会社阪急阪神百貨店代表取締役会長 平成27年4月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役相談役(現在) 平成27年4月 株式会社阪急阪神百貨店取締役相談役(現在)	62,000株
6	再任 ふじ わら たか おき 藤 原 崇 起 (昭和27年2月23日生)	昭和50年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 平成17年6月 同 取締役 平成19年6月 同 常務取締役 平成23年4月 同 代表取締役社長(現在) 平成23年6月 当社取締役(現在)	49,600株
7	再任 なか がわ よし ひろ 中 川 喜 博 (昭和28年5月6日生)	昭和51年4月 阪急電鉄株式会社入社 平成17年6月 同 取締役 平成19年4月 同 常務取締役 平成25年4月 同 代表取締役専務取締役 平成26年3月 同 代表取締役社長(現在) 平成26年6月 当社取締役(現在)	67,000株
8	再任 なま い いち ろう 生 井 一 郎 (昭和22年10月29日生)	昭和46年4月 株式会社阪急交通社入社 平成12年6月 同 取締役 平成20年4月 同 代表取締役副社長 平成20年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ監査役(現在) 平成22年4月 株式会社阪急交通社代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役(現在) 平成26年4月 株式会社阪急交通社代表取締役会長(現在)	31,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	再任 おか ふじ せい さく 岡 藤 正 策 (昭和25年11月19日生)	昭和49年4月 株式会社阪急交通社入社 平成17年6月 同 取締役 平成20年4月 株式会社阪急エクスプレス取締役 平成21年10月 株式会社阪急阪神エクスプレス取締役 平成22年4月 同 代表取締役社長 (現在) 平成25年6月 当社取締役 (現在)	19,000株
10	再任 の ざき みつ お 野 崎 光 男 (昭和33年4月8日生)	昭和56年4月 阪急電鉄株式会社入社 平成17年6月 同 取締役 平成18年6月 阪急ホールディングス株式会社取締役 平成18年10月 当社取締役 平成19年4月 阪急電鉄株式会社常務取締役 平成25年4月 同 専務取締役 (現在) 平成25年4月 当社取締役 人事総務室 担当 (現在) 平成25年11月 株式会社阪急阪神ホテルズ取締役会長 (現在)	81,000株
11	再任 しん まさ お 秦 雅 夫 (昭和32年5月22日生)	昭和56年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 平成18年6月 同 取締役 平成18年10月 当社取締役 平成20年4月 阪神電気鉄道株式会社常務取締役 平成25年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ監査役 (現在) 平成26年4月 阪神電気鉄道株式会社専務取締役 (現在) 平成26年6月 当社取締役 グループ経営企画室 (グループ経営計画) 担当 (現在)	62,800株
12	再任 の がみ なお ひさ 能 上 尚 久 (昭和33年7月30日生)	昭和57年4月 阪急電鉄株式会社入社 平成19年4月 同 取締役 平成25年4月 同 常務取締役 平成26年3月 同 専務取締役 (現在) 平成26年4月 株式会社阪急交通社監査役 (現在) 平成26年4月 株式会社阪急阪神エクスプレス監査役 (現在) 平成26年6月 当社取締役 平成27年4月 当社取締役 グループ経営企画室 (グループ事業政策) 担当、グループ経営企画室長 (現在)	59,650株
13	新任 しま たに よし しげ 島 谷 能 成 (昭和27年3月5日生)	昭和50年4月 東宝株式会社入社 平成23年5月 同 代表取締役社長 (現在)	0株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 井上礼之氏及び森詳介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、上場証券取引所に対し、井上礼之氏及び森詳介氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、両氏は、証券取引所の定める独立性の要件を満たしております。
4. 井上礼之氏及び森詳介氏のそれぞれの選任理由等は、次のとおりであります。
- (1) 井上礼之氏
- ダイキン工業株式会社の代表取締役を長年務め、また、公益社団法人関西経済連合会の副会長も務めていることから、豊富な経営経験や財界人の視点からの意見が期待できるためであります。
- また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、12年であります。
- (2) 森 詳介氏
- 当社グループ同様、公益性が期待される事業を営む関西電力株式会社の代表取締役を長年務め、また、公益社団法人関西経済連合会の会長も務めていることから、豊富な経営経験や財界人の視点、企業の社会的責任という視点からの意見が期待できるためであります。
- また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、5年であります。
- なお、同氏が取締役を務めているANAホールディングス株式会社(旧全日本空輸株式会社)におきまして、平成22年10月に、航空旅客・貨物輸送における価格調整等の疑いで、米国司法省と司法取引を行ったほか、同年11月に、航空貨物における韓国公正取引法違反の疑いで、韓国公正取引委員会から課徴金の支払を命じられております。本件に関しまして、同氏は、同社の取締役会におきまして、社会的責任の重要性やコンプライアンス体制の強化等の観点から、再発防止に向けた提言を行っております。
- また、同氏が監査役を務めている株式会社かんでんエンジニアリングにおきまして、平成26年1月に、他の事業者と共同して受注調整を行ったことにより競争を実質的に制限したとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令が出されております。本件に関しまして、同氏は、再発防止策及びその実施状況について報告を受け、これに対して監査役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。
5. 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、井上礼之氏及び森詳介氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。

6. 阪急電鉄株式会社は、平成17年4月1日に会社分割を行い、鉄道事業その他のすべての営業を阪急電鉄分割準備株式会社(同日付で阪急電鉄株式会社に商号変更)に承継するとともに、商号を阪急ホールディングス株式会社に変更しております。
7. 阪急ホールディングス株式会社は、阪神電気鉄道株式会社との経営統合に伴い、平成18年10月1日に、商号を阪急阪神ホールディングス株式会社に変更しております。
8. 株式会社阪急交通社は、平成20年4月1日に会社分割を行い、旅行事業を阪急交通社旅行事業分割準備株式会社(同日付で株式会社阪急交通社に商号変更)に、国際輸送事業を株式会社阪急エクスプレスに承継するとともに、商号を株式会社阪急阪神交通社ホールディングスに変更しております。
9. 株式会社阪急エクスプレスは、平成21年10月1日に阪神エアカーゴ株式会社と合併し、阪神エアカーゴ株式会社は、同日、商号を株式会社阪急阪神エクスプレスに変更しております。
10. 株式会社阪急阪神交通社ホールディングスは、平成25年4月1日に株式会社阪急阪神エクスプレスと合併し、解散しております。
11. 株式会社阪急百貨店は、平成19年10月1日に会社分割を行い、新たに設立した株式会社阪急百貨店に百貨店事業を承継するとともに、商号をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に變更しております。また、新たに設立した株式会社阪急百貨店は、平成20年10月1日に株式会社阪神百貨店と合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更しております。

以 上

事業報告 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

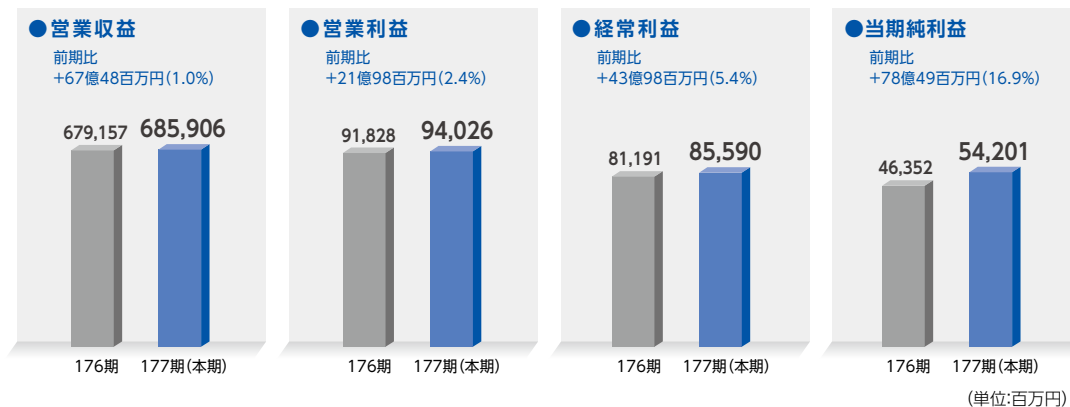
本期のわが国経済は、消費税率引上げ等による影響を受け、個人消費に弱さが見られたものの、企業収益や雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復基調が続きました。

この間、当社グループにおきましては、中期経営計画に掲げる目標を達成すべく、グループ経営機能を担う当社の下、中核会社を中心に、各コア事業の競争力強化を図るとともに、コア事業間の連携を通じてグループ総合力の発揮に努めました。

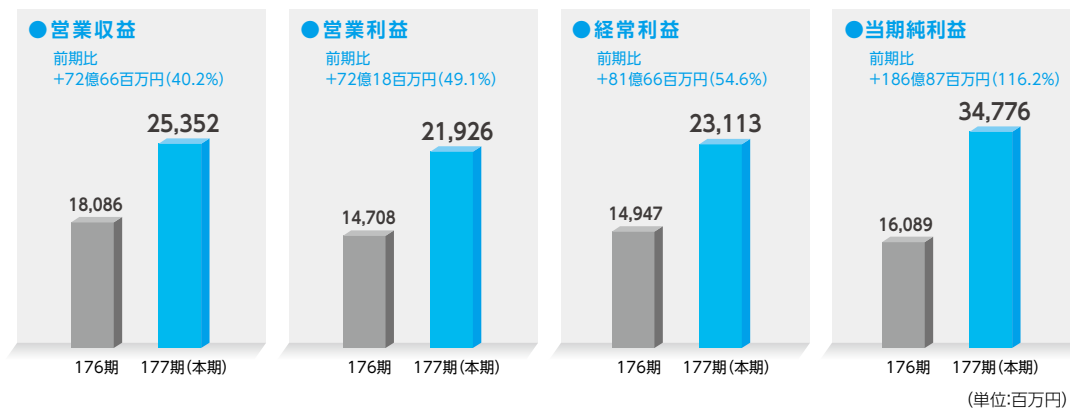
この結果、エンタテインメント・コミュニケーション事業において、阪神タイガースが日本シリーズへの進出を果たしたほか、100周年を迎えた宝塚歌劇の各公演が好評を博したこと等により、前期に比べ、営業収益、営業利益及び経常利益はいずれも増加しました。また、法人税率引下げ等の税制改正に起因する繰延税金資産及び繰延税金負債の取崩しに伴い法人税等調整額が減少したこと等により、当期純利益も増加しました。なお、営業利益、経常利益及び当期純利益については、前期に引き続き、過去最高の実績となりました。

本期の当社グループ及び当社の成績は次のとおりです。

◎ 当社グループ(連結)



◎ 当社(単体)



セグメント別の業績は次のとおりです。

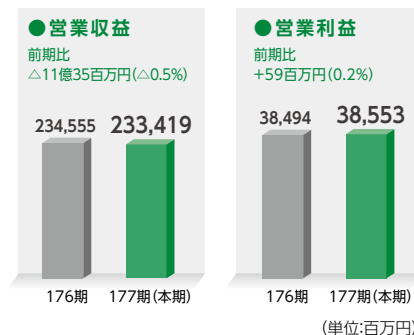
都市交通事業

鉄道事業につきましては、平成22年度からリニューアル工事に取り組んできた阪急梅田駅において、内装を統一感溢れるものに一新するとともに、デジタルサイネージの増設による広告媒体の拡充を図ったほか、LED照明の採用による消費エネルギーの削減を実現しました。また、阪神梅田駅においては、梅田1丁目1番地計画(大阪神ビルディング及び新阪急ビルの建替計画)に合わせ、駅空間の拡大やホームの拡幅をはじめとする改良工事に着手しました。さらに、甲子園駅においても、プロ野球速報等の提供を行う大型デジタルサイネージを新設し、またホームを拡幅するなど引き続き改良工事を進めたほか、阪神本線西宮市内連続立体交差事業(甲子園駅～武庫川駅間)において、下り線を高架に切り替え、踏切遮断時間の短縮を実現するなど、お客様の安全性・快適性の向上を図りました。このほか、沿線のさらなる活性化を目指して、土曜日・休日限定の神戸高速線往復割引きっぷを阪急電鉄と阪神電気鉄道が共同で発売するなど、一層の旅客誘致に努めました。

自動車事業につきましては、阪急バス及び阪神バスにおいて、ICカード乗車券「hanica(ハニカ)」による通勤・通学定期券の販売を開始するなど、お客様の利便性の向上を図りました。

流通事業につきましては、阪急・阪神沿線のさらなる魅力向上を図るため、平成26年4月にグループ内の駅売店など駅ナカ・駅チカ事業を統合し、一体的な事業運営を開始しました。

これらの結果、鉄道運輸収入は、前期末に消費税率引上げに伴う駆け込み需要が発生した影響があったものの、阪急線・阪神線が堅調に推移したこと等により、わずかな減少にとどまりました。しかしながら、自動車事業において、高速バスの一部路線を休止したことやタクシーの車両稼働台数が減少したこと等から、営業収益は2,334億19百万円となり、前期に比べ11億35百万円(△0.5%)減少しました。一方、鉄道事業において駅名変更や駅ナンバリング導入、新駅(西山天王山駅)開業に係る費用が減少したこと等により、営業利益は385億53百万円となり、前期に比べ59百万円(0.2%)増加しました。



阪急梅田駅(BIG MAN前広場)



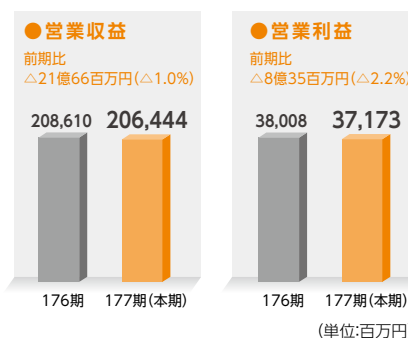
阪神梅田駅(改良工事完成予想図)

不動産事業

不動産賃貸事業につきましては、平成26年5月に阪神杭瀬駅の商業施設「Yotte杭瀬」(兵庫県尼崎市)、8月に「NU chayamachi」(大阪市北区)のリニューアルをそれぞれ完了するなど、厳しい事業環境の中、商業施設・オフィスビルの競争力の強化と稼働率の維持等に取り組みました。また、起業家による新しいビジネス創出を支援し、ビジネス拠点としての「大阪・梅田」の競争力をさらに伸長させるため、11月に会員制オフィス「GVH #5」(ジー・ブイ・エイチ・ファイブ)を開設するとともに、平成27年3月に事業資金を提供する「梅田スタートアップファンド1号」を組成し、出資しました。このほか、平成26年10月に新たな大規模開発事業である梅田1丁目1番地計画に着手し、同月に新阪急ビル、平成27年2月に大阪神ビルディング東側の解体工事を開始しました。

不動産分譲事業につきましては、マンション分譲では、近畿圏において「ジオタワー高槻ミューズガーデン」(大阪府高槻市)、「ジオ新町」(大阪市西区)、「ジオ阪急川西レジデンスマーク」(兵庫県川西市)等を、首都圏において「ジオ代官山」(東京都目黒区)、「ジオ上野毛」(東京都世田谷区)等を販売しました。また、宅地戸建分譲では、「大阪中島公園都市 ハピアガーデン四季のまち」(大阪市西淀川区)、「彩都・箕面レジデンス」(大阪府箕面市)、「ハピアガーデン寝屋川市 駅の手公園通りの街」(大阪府寝屋川市)、「阪急宝塚山手台 クレアス」(兵庫県宝塚市)等を販売しました。

これらの結果、梅田1丁目1番地計画の解体工事着手に伴う賃貸収入(賃貸面積)減少の影響があったものの、グランフロント大阪をはじめとした梅田地区のオフィス稼働率が向上したこと等により賃貸収入は増加しました。しかしながら、前期に施設用地を売却したこと等により、営業収益は2,064億44百万円となり、前期に比べ21億66百万円(△1.0%)減少し、営業利益は371億73百万円となり、前期に比べ8億35百万円(△2.2%)減少しました。



NU chayamachi



Yotte杭瀬

エンタテインメント・コミュニケーション事業

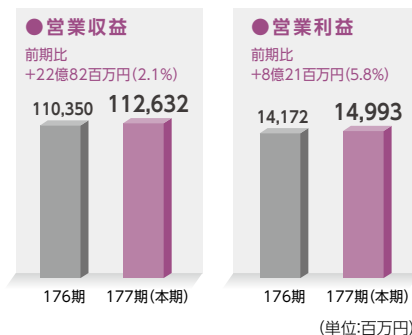
スポーツ事業につきましては、阪神タイガースが、多くのファンの方々のご声援を受けて、シーズン終盤まで上位争いを演じるとともに、リーグ2位で進出したクライマックスシリーズを制覇し、日本シリーズへの出場を果たしました。また、阪神甲子園球場では、ファンサービスの一環として、「タイガースガールズ」を導入したほか、物販・飲食において多様な企画を実施するなど、魅力ある施設運営に取り組みました。このほか、同球場が誕生90周年を迎えたことから、夏の高校野球開催期間中に記念品を提供するなどの取り組みを行い、多くのお客様にご来場いただきました。

ステージ事業につきましては、歌劇事業において、宝塚歌劇が100周年を迎え、平成26年4月に記念式典・夢の祭典を、10月に大運動会を開催し、いずれも盛況のうちに終えました。また、宝塚大劇場・東京宝塚劇場で上演した花組公演「エリザベートー愛と死の輪舞(ロンド)ー」や星組公演「黒豹の如く」・「Dear DIAMOND!!ー101カラットの永遠の輝きー」等の各公演が好評を博しました。演劇事業においては、大阪(梅田芸術劇場)及び東京(東急シアターオーブ等)で、人気映画を舞台化した「オーシャンズ11」や、宝塚歌劇団の歴代スターを起用したブロードウェイミュージカル「CHICAGO」等、話題性のある多様な公演を催しました。

コミュニケーションメディア事業につきましては、放送・通信事業において、ケーブルテレビの長期契約割引プランや携帯電話とのセットメニューの販売を強化するなど、厳しい競争環境の中で加入者数の維持拡大に努めました。

さらに、六甲山地区においては、「真夏の雪まつり」や「六甲ミーツ・アート 芸術散歩2014」を開催するなど、六甲山の自然・眺望と多様なコンテンツを組み合わせた企画を展開することにより、一層の集客に努めました。また、「六甲山スノーパーク」については、外国人団体客を含めた多くのお客様にご来場いただくなど、引き続き好評を博しました。

これらの結果、平成26年10月1日付で出版事業の一部を外部化した影響があったものの、営業収益は1,126億32百万円となり、前期に比べ22億82百万円(2.1%)増加し、営業利益は149億93百万円となり、前期に比べ8億21百万円(5.8%)増加しました。



阪神タイガース



宝塚歌劇団星組公演「Dear DIAMOND!!
ー101カラットの永遠の輝きー」

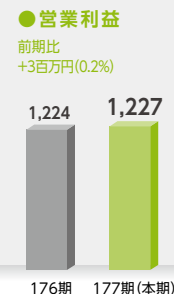
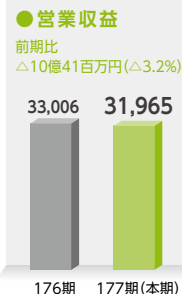
旅行事業

旅行事業につきましては、海外旅行において、羽田空港の国際線発着枠が増加したカナダ方面や、台湾等のアジア方面の集客が好調であったものの、主軸のヨーロッパ方面は円安の進行や国際情勢の悪化の影響等によりやや弱含みで推移しました。

国内旅行においては、時機をとらえた商品ラインナップの充実を図り、四国八十八ヶ所霊場が開創1200年を迎えた四国方面等は好調に推移したものの、消費税率引上げに伴う、消費マインドの低下等もあり、国内旅行全体の集客は、伊勢神宮・出雲大社の遷宮等により好調に推移した前期を下回る結果となりました。

このほか、訪日旅行部門においては、ヨーロッパやアジアで着実に営業活動を展開し、訪日外国人旅行客の取扱いを順調に伸ばしました。

これらの結果、営業収益は319億65百万円となり、前期に比べ10億41百万円(△3.2%)減少しましたが、コスト抑制に努めたこと等により、営業利益は12億27百万円となり、前期に比べ3百万円(0.2%)増加しました。



(単位:百万円)

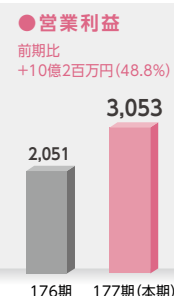
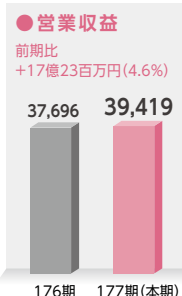


国際輸送事業

国際輸送事業につきましては、米国・アセアン・中国を中心に貨物需要の回復基調が続き、海外法人の業績は堅調に推移しました。一方、日本法人では円安が進行した影響等により、輸入の取扱いに弱い動きが見られたものの、輸出については堅調に推移しました。

また、成長市場であるアフリカにおいては南アフリカのヨハネスブルグに、多くの日系企業が進出する中国北東部においては長春に、それぞれ拠点を開設したほか、インドネシアでは一層の事業拡大を目指して物流倉庫の建設を開始するなど、さらなるグローバルネットワークの拡充を図り、より高品質なサービスを提供できる体制の強化に努めました。

これらの結果、為替変動による海外法人の業績押し上げの影響等もあり、営業収益は394億19百万円となり、前期に比べ17億23百万円(4.6%)増加し、営業利益は30億53百万円となり、前期に比べ10億2百万円(48.8%)増加しました。



(単位:百万円)

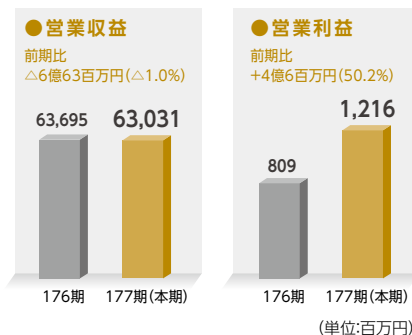


ホテル事業

ホテル事業につきましては、ホテル阪急インターナショナルの「ナイト＆デイ」や第一ホテル東京の「エトワール」等、レストランや宴会場のリニューアルを順次実施するとともに、新阪急ホテルアネックスや京都新阪急ホテルにおいて、お客様の需要に対応するため客室改装に着手するなど、さらなる競争力の強化を図りました。

また、平成26年8月に開業50周年を迎えた大阪新阪急ホテルをはじめ、各ホテルにおいて、各種プランの企画・販売などに積極的に取り組みました。

これらの結果、前期に製菓・販売の直営事業から撤退したことや飲食事業の一部店舗を閉鎖したこと等により、営業収益は630億31百万円となり、前期に比べ6億63百万円(△1.0%)減少しました。一方、外国人宿泊客の増加に伴い宿泊部門が堅調に推移したことや、撤退・閉鎖に伴う損益改善等もあり、営業利益は12億16百万円となり、前期に比べ4億6百万円(50.2%)増加しました。



大阪新阪急ホテル

その他

建設業等その他の事業につきましては、営業収益は416億78百万円となり、前期に比べ69億65百万円(20.1%)増加し、営業利益は10億32百万円となり、前期に比べ1億83百万円(21.6%)増加しました。

以上の各事業における取組みに加え、当社グループでは、沿線を中心により良いまちづくりを目指して、グループ社会貢献活動「阪急阪神 未来のゆめ・まちプロジェクト」を推進し、役職員の募金による沿線市民団体の支援や小学生の体験学習プログラムの提供など、様々な取組みを行っています。

2. 対処すべき課題

本期におきましては、連結営業利益が940億円まで伸長し、連結有利子負債残高を9,558億円まで圧縮した結果、「連結有利子負債／ＥＢＩＴＤＡ倍率」は6.4倍となり、着実に財務体質の改善を図ることができました。

※ＥＢＩＴＤＡ…営業利益＋減価償却費＋のれん償却費

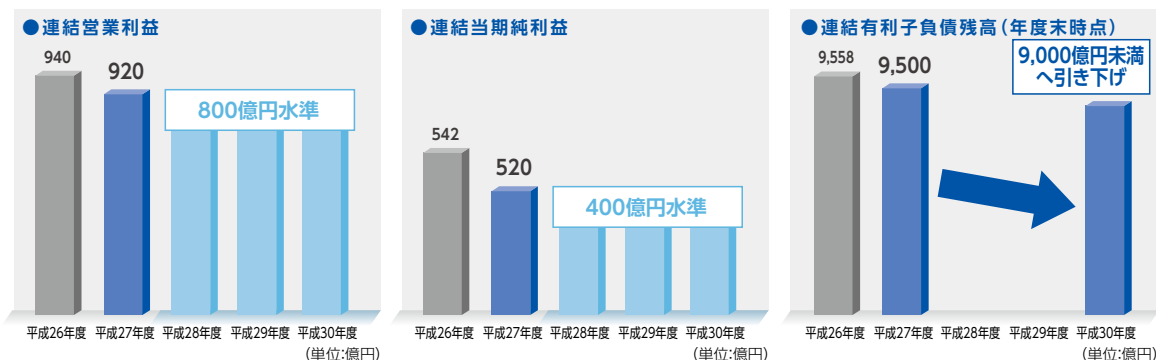
今後につきましては、平成30年度までを計画期間とする中期経営計画において、当該期間を「中長期的な成長に向けた基盤整備の時期」と位置付け、「梅田地区をはじめとする沿線の価値向上」や「中長期的な成長に向けた新たなマーケット（首都圏・海外等）の開拓」に取り組んでまいります。また、財務面では、「将来を見据えた投資」を中心に、「財務体質の継続的な強化」及び「株主還元」にもバランスよく、かつ柔軟に資金を配分してまいります。

平成27年度につきましては、「梅田１丁目１番地計画（大阪神ビルディング及び新阪急ビルの建替計画）」の進捗等による減益が見込まれるものの、鉄道運輸収入が堅調に推移する見込みであることや施設用地の分譲収入を見込むこと等から、連結営業利益は本期と概ね同水準の920億円を見込んでおります。

平成28年度以降につきましては、梅田１丁目１番地計画等、将来に向けた基盤整備を推進していく中でも、連結営業利益については800億円水準を維持するとともに、連結当期純利益については安定的に400億円水準を維持いたします。

また、連結有利子負債残高につきましては、平成27年度末は9,500億円と、本期末と同水準を維持するとともに、平成30年度末までには確実に9,000億円を下回る水準への引き下げを図り、財務体質の強化にも努めてまいります。

※「親会社株主に帰属する当期純利益」を「連結当期純利益」と表記しています。



加えて、社会貢献活動や環境に配慮した事業活動の推進、コンプライアンスの重視、リスクマネジメントの徹底等につきましてもグループを挙げて取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

当社グループは、グループ経営理念に掲げる「『安心・快適』、そして『夢・感動』をお届けすることで、お客様の喜びを実現し、社会に貢献する」使命を果たすべく、お客様や地域社会等との信頼関係を構築しながら、持続的な成長を図ってまいり所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3. 資金調達の状況

当社グループでは、連結有利子負債を収益力に見合った水準まで圧縮することを基本方針としております。

本期につきましては、借入金の返済、社債の償還、子会社での設備投資等による資金需要に充当するため、普通社債100億円の発行及びシンジケートローンによる調達400億円のほか、所要の借入れを行いました。その結果、本期末における有利子負債残高は9,558億28百万円となり、前期末に比べ764億79百万円の減少となりました。

4. 主要な借入先

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しております。

5. 設備投資等の状況

本期の設備投資額は、681億15百万円で、その主な内容は、鉄道車両の新造及び海老江1丁目開発計画に係る土地の取得であります。

6. 財産及び損益の状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しております。

7. 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会社名	資本金(百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
阪急電鉄株式会社	100	100.0	鉄道事業、賃貸事業、 分譲・その他事業、ステージ事業
阪神電気鉄道株式会社	29,384	100.0	鉄道事業、賃貸事業、 分譲・その他事業、スポーツ事業
株式会社阪急交通社	100	100.0	旅行事業
株式会社阪急阪神エクスプレス	360	100.0	国際輸送事業
株式会社阪急阪神ホテルズ	100	100.0	ホテル事業
北大阪急行電鉄株式会社	1,500	— (54.0)	鉄道事業
阪急バス株式会社	690	— (100.0)	自動車事業
阪急不動産株式会社	12,426	— (100.0)	賃貸事業、分譲・その他事業
株式会社阪神タイガース	48	— (100.0)	スポーツ事業
株式会社バイ・コミュニケーションズ	4,000	— (43.5)	コミュニケーションメディア事業
アイテック阪急阪神株式会社	200	14.2 (70.0)	コミュニケーションメディア事業
株式会社阪神ホテルシステムズ	100	— (100.0)	ホテル事業

(注) 1. () 内の数字は、当社の子会社の持株数を含めた出資比率であります。

2. 上記の会社を含め、連結子会社は91社、持分法適用会社は10社となっております。

8. 主要な事業内容並びに主要な営業所及び使用人の状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しております。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しております。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (平成27年 3月31日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
角 和 夫	代 表 取 締 役 社 長	阪急電鉄株式会社 代表取締役会長 株式会社阪急交通社 取締役 株式会社阪急阪神エクスプレス 取締役 株式会社阪急阪神ホテルズ 取締役
坂 井 信 也	代 表 取 締 役	阪神電気鉄道株式会社 代表取締役会長 株式会社阪神タイガース 代表取締役会長
井 上 礼 之	取 締 役	ダイキン工業株式会社 取締役会長兼グローバルグループ代表 執行役員
森 詳 介	取 締 役	関西電力株式会社 代表取締役会長
松 岡 功	取 締 役	東宝株式会社 名誉会長
梶 岡 俊 一	取 締 役	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役会長兼CEO 株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役会長 株式会社阪急阪神ホテルズ 取締役
藤 原 崇 起	取 締 役	阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長
中 川 喜 博	取 締 役	阪急電鉄株式会社 代表取締役社長
生 井 一 郎	取 締 役	株式会社阪急交通社 代表取締役会長 株式会社阪急阪神ホテルズ 監査役
岡 藤 正 策	取 締 役	株式会社阪急阪神エクスプレス 代表取締役社長
野 崎 光 男	取 締 役 (人事総務室 担当、人事総務室長)	阪急電鉄株式会社 専務取締役 株式会社阪急阪神ホテルズ 取締役会長
秦 雅 夫	取 締 役 (グ ル ー プ 経 営 企 画 室 (グループ経営計画) 担当)	阪神電気鉄道株式会社 専務取締役 株式会社阪急阪神ホテルズ 監査役
能 上 尚 久	取 締 役 (グ ル ー プ 経 営 企 画 室 (グループ事業政策) 担当)	阪急電鉄株式会社 専務取締役 株式会社阪急交通社 監査役 株式会社阪急阪神エクスプレス 監査役
川 島 常 紀	常 任 監 査 役 (常 勤)	阪急電鉄株式会社 常任監査役
石 橋 正 好	常 任 監 査 役 (常 勤)	阪神電気鉄道株式会社 常任監査役
土 肥 孝 治	監 査 役	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
阪 口 春 男	監 査 役	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役 株式会社阪急阪神ホテルズ 監査役
石 井 淳 蔵	監 査 役	流通科学大学 学長 阪神電気鉄道株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 井上礼之及び森 詳介は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査役 土肥孝治、阪口春男及び石井淳蔵は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当社は、上場証券取引所に対し、井上礼之、森 詳介、土肥孝治、阪口春男及び石井淳蔵を独立役員とする独立役員届出書を提出いたしております。
3. 監査役 川島常紀及び石橋正好は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 井上礼之は、平成26年6月27日付でダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員に就任いたしました。
5. 取締役の異動
- (1) 新任(平成26年6月13日付) (2) 退任(平成26年6月13日付)
- 取締役 中川喜博 取締役 南 信男
- 取締役 能上尚久 取締役 若林常夫

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

氏 名	地 位	重 要 な 兼 職 の 状 況
井 上 礼 之	取 締 役	ダイキン工業株式会社 取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員
森 詳 介	取 締 役	関西電力株式会社 代表取締役会長
土 肥 孝 治	監 査 役	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役
阪 口 春 男	監 査 役	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役 株式会社阪急阪神ホテルズ 監査役
石 井 淳 蔵	監 査 役	流通科学大学 学長 阪神電気鉄道株式会社 監査役

- (注) 1. 阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び株式会社阪急阪神ホテルズは、当社の子会社(持株比率100%)であります。
2. 重要な兼職の状況に記載している社外役員の兼職先のうち、上記の会社等以外の会社等については、当社と特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会等における発言 その他の状況
井 上 礼 之	取締役	10回のうち、 6回出席	—	主に、豊富な経営経験に基づく企業経営者としての視点から有益な発言を行っております。
森 詳 介	取締役	10回のうち、 7回出席	—	主に、豊富な経営経験に基づく企業経営者としての視点から有益な発言を行っております。
土 肥 孝 治	監査役	10回のうち、 9回出席	12回のうち、 11回出席	主に、コンプライアンスの視点から有益な発言を行っております。
阪 口 春 男	監査役	10回のうち、 10回出席	12回のうち、 12回出席	主に、コンプライアンスの視点から有益な発言を行っております。
石 井 淳 蔵	監査役	10回のうち、 10回出席	12回のうち、 12回出席	主に、経営学の専門家としての視点から有益な発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項並びに当社定款第28条及び第35条の規定に基づき、全ての社外役員との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員(名)	本 期 支 給 額(百万円)
取 締 役(うち社外取締役)	15(2)	110(16)
監 査 役(うち社外監査役)	5(3)	17(6)
計(うち社外役員)	20(5)	127(22)

(注) 1. 支給人員及び本期支給額には、平成26年6月13日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の員数及び報酬等の額を含んでおります。
2. 上記のほか、本期において、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の額は26百万円であります。

4. 報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の決定方法及び内容

当社では、取締役会において、以下の方針を決議しております。

役員の報酬については、企業価値及び業績の向上に対するインセンティブを働かせることができる報酬体系とし、その役位に対して支給される報酬と、業績に連動して支給される報酬とから構成いたします。

なお、業績に連動して支給される報酬の半額は、同額以上の株式報酬型ストックオプションを当社又は当社子会社から付与された場合を除き、当社株式の取得に充当するものいたします。

但し、社外取締役を含む非常勤取締役及び監査役の報酬については、その職務の性質に鑑み、役位に対して支給される報酬のみで構成いたします。

また、役員の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定いたします。

V 会計監査人に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しております。

Ⅵ 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、規程及び企業倫理に則って誠実に行動し、利害関係者の期待に応えるというコンプライアンスの考え方に従い、経営を推進いたします。

コンプライアンス担当部署を置き、同部署は、コンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、啓発冊子を始めとしたコンプライアンスマニュアルを作成するとともに、コンプライアンスに関する研修を実施いたします。

コンプライアンスに反する行為又はそのおそれのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社、グループ会社及び取引先の役職員が利用することのできる内部通報制度を設けます。

コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、対処方法等を検討する委員会を速やかに設置するとともに、監査役に報告いたします。

他部門からの独立性を確保した社長直轄の内部監査部門を設置し、内部監査に関する基本方針及び規程に従い、内部監査を実施いたします。

財務報告に係る内部統制につきましては、当社を含むグループ会社の責任体制や方針を定め、財務報告の信頼性を確保いたします。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、弁護士、警察等の外部機関との連携強化を図るなど、必要な体制を整備いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程等に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査役がこれらの文書その他の情報を常時閲覧できるようにいたします。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限等を定めるものとし、その規程を制定・改定する際は、監査役と事前に協議を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的なリスクにつきましてはリスク管理担当部署が、各部門所管業務に関するリスクにつきましては各担当部門が、それぞれリスクの把握及び評価を行ったうえで、対策の立案等を行うとともに、これらの見直しを適時行います。

当社及びグループ会社において不測の事態が発生した場合に、適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが現実化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備いたします。

上記事項を規定するリスク管理に関する規程に従い、当社及びグループ会社のリスクの内容及び評価並びに対策の状況等について、適時取締役会において報告を行うとともに、内部監査部門がリスク管理の有効性の評価を行います。

また、特に、鉄道等の公共輸送に携わるグループ会社につきましては、安全性を最優先した体制の整備を指導いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加えてグループ経営会議を設置するものとし、グループ経営会議のメンバーには、当社グループの各コア事業の責任者を加えます。

当社及び当社グループの経営方針、経営戦略、経営計画等に関する重要事項につきましては、グループ経営会議の審議を経て、当社取締役会において決定するものとし、その進捗状況及び成果につきましては、適時取締役会等に報告いたします。

業務執行につきましては、業務組織、事務分掌、意思決定制度等において、それぞれ取締役及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況につきましては、適時取締役会に報告いたします。

業務の効率性と適正性を確保するため、ＩＴ化を推進いたします。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの各コア事業の中期・年度経営計画につきましては、当社が承認権限を持つとともに、適時その進捗状況に関する報告を求め、その内容を取締役に報告いたします。

一定金額以上の投資を行う場合など、グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合においては、事前に当社の承認を得ることを求めます。

グループ内の資金調達を当社に一元化することにより、資金の流れの透明性を確保いたします。

当社のコンプライアンス推進体制、リスク管理体制、内部監査体制等につきましては、グループ会社全体をその対象といたします。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するために、取締役会の決議により独立した補助組織を設置するとともに、専任スタッフを配置いたします。

(7) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動、評価等に関しては、監査役と事前に協議を行います。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会、グループ経営会議等において重要事項の報告を行います。

意思決定書(稟議書)の回付等を通じて、業務執行の状況につき監査役が必要と認める事項を適時報告する制度を整備いたします。

内部監査部門は、監査役に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動(内部通報制度の運用状況を含みます。)に関する報告を適時行います。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図ります。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しております。

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、千株単位の記載株数は千株未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	176期(ご参考) 平成26年3月31日現在	177期(本期) 平成27年3月31日現在
資 産 の 部		
流 動 資 産	270,919	254,188
現金及び預金	25,368	25,614
受取手形及び売掛金	80,063	80,673
販売土地及び建物	105,147	97,587
商品及び製品	2,503	2,300
仕掛品	4,079	4,440
原材料及び貯蔵品	4,206	4,321
繰延税金資産	5,736	6,195
その他	44,163	33,347
貸倒引当金	△349	△291
固 定 資 産	2,016,009	2,025,449
有形固定資産	1,676,624	1,686,763
建物及び構築物	596,308	580,155
機械装置及び運搬具	44,762	49,576
土地	921,004	919,147
建設仮勘定	94,200	119,077
その他	20,349	18,806
無形固定資産	51,406	47,565
のれん	33,687	30,845
その他	17,718	16,720
投資その他の資産	287,978	291,120
投資有価証券	246,617	244,626
繰延税金資産	4,906	4,245
退職給付に係る資産	2,395	8,709
その他	34,532	33,871
貸倒引当金	△473	△332
資 産 合 計	2,286,928	2,279,638

科 目	176期(ご参考) 平成26年3月31日現在	177期(本期) 平成27年3月31日現在
負 債 の 部		
流 動 負 債	564,220	471,774
支払手形及び買掛金	42,943	42,429
未払費用	19,373	18,938
短期借入金	313,305	239,566
1年内償還予定の社債	20,000	—
リース債務	2,028	1,831
未払法人税等	5,729	15,220
賞与引当金	4,214	4,148
その他	156,626	149,639
固 定 負 債	1,105,109	1,128,381
長期借入金	585,300	594,047
社債	102,000	112,000
リース債務	9,673	8,382
繰延税金負債	189,178	189,698
再評価に係る繰延税金負債	5,557	5,277
退職給付に係る負債	60,093	56,950
長期前受工事負担金	37,258	44,941
その他	116,047	117,082
負 債 合 計	1,669,330	1,600,155
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	588,969	634,479
資本金	99,474	99,474
資本剰余金	150,027	150,027
利益剰余金	344,020	389,511
自己株式	△4,553	△4,534
その他の包括利益累計額	13,081	28,116
その他有価証券評価差額金	8,885	18,052
繰延ヘッジ損益	480	△143
土地再評価差額金	5,060	5,417
為替換算調整勘定	366	1,756
退職給付に係る調整累計額	△1,712	3,033
新株予約権	208	318
少数株主持分	15,338	16,566
純 資 産 合 計	617,598	679,482
負 債 純 資 産 合 計	2,286,928	2,279,638

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	176期(ご参考)		177期(本期)	
	(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)		(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	
営業収益		679,157		685,906
営業費				
運輸業等営業費及び売上原価	556,346		562,762	
販売費及び一般管理費	30,983	587,329	29,116	591,879
営業利益		91,828		94,026
営業外収益				
受取利息	130		124	
受取配当金	1,341		1,399	
持分法による投資利益	3,798		4,543	
雑収入	2,575	7,845	2,358	8,425
営業外費用				
支払利息	16,235		14,013	
雑支出	2,246	18,481	2,848	16,862
経常利益		81,191		85,590
特別利益				
工事負担金等受入額	1,885		4,557	
固定資産売却益	8,508		973	
投資有価証券売却益	641		3,436	
その他	682	11,718	282	9,249
特別損失				
固定資産圧縮損	1,910		4,408	
減損損失	2,297		5,125	
固定資産撤去損失引当金繰入額	1,146		—	
投資有価証券売却損	4		4,886	
その他	4,009	9,367	2,799	17,219
税金等調整前当期純利益		83,542		77,620
法人税、住民税及び事業税	7,042		25,095	
法人税等調整額	28,578	35,620	△3,246	21,848
少数株主損益調整前当期純利益		47,921		55,772
少数株主利益(減算)		1,569		1,570
当期純利益		46,352		54,201

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	176期(ご参考) 平成26年3月31日現在	177期(本期) 平成27年3月31日現在	科 目	176期(ご参考) 平成26年3月31日現在	177期(本期) 平成27年3月31日現在
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	201,570	124,565	流 動 負 債	291,090	204,247
現金及び預金	14	16	短期借入金	268,027	191,767
未収入金	15,690	11,542	1年内償還予定の社債	10,000	—
未収収益	1,060	916	未払金	11,528	1,024
未収消費税等	—	32	未払費用	1,429	1,181
短期貸付金	184,718	111,886	未払消費税等	26	—
前払費用	37	39	未払法人税等	44	10,167
繰延税金資産	21	103	預り金	5	29
その他	27	27	その他	28	77
固 定 資 産	1,133,271	1,152,955	固 定 負 債	642,590	649,376
有形固定資産	310	1,033	社債	102,000	112,000
工具、器具及び備品	49	27	長期借入金	517,006	519,076
建設仮勘定	260	1,006	繰延税金負債	23,373	18,287
無形固定資産	319	338	その他	209	12
商標権	7	3	負 債 合 計	933,681	853,624
ソフトウェア	297	312	純 資 産 の 部		
その他	14	22	株 主 資 本	387,529	413,909
投資その他の資産	1,132,641	1,151,582	資本金	99,474	99,474
投資有価証券	33,484	24,157	資本剰余金	149,258	149,258
関係会社株式	554,813	558,396	資本準備金	149,258	149,258
長期貸付金	544,299	568,996	その他資本剰余金	—	0
長期前払費用	40	29	利益剰余金	141,709	168,257
その他	3	2	利益準備金	280	280
			その他利益剰余金	141,429	167,977
			繰越利益剰余金	141,429	167,977
			自己株式	△2,914	△3,081
			評価・換算差額等	13,421	9,668
			其他有価証券評価差額金	13,563	9,719
			繰延ヘッジ損益	△141	△51
			新株予約権	208	318
資 産 合 計	1,334,841	1,277,521	純 資 産 合 計	401,160	423,896
			負 債 純 資 産 合 計	1,334,841	1,277,521

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	176期(ご参考)		177期(本期)	
	(平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで)		(平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで)	
営業収益				
関係会社受取配当金	14,948		22,198	
関係会社受入手数料	3,137	18,086	3,154	25,352
営業費		3,377		3,426
営業利益		14,708		21,926
営業外収益				
受取利息及び配当金	14,243		13,195	
その他	725	14,968	831	14,027
営業外費用				
支払利息	14,305		12,329	
その他	424	14,729	510	12,839
経常利益		14,947		23,113
特別利益				
投資有価証券売却益		—		12,859
税引前当期純利益		14,947		35,972
法人税、住民税及び事業税	△140		3,540	
法人税等調整額	△1,002	△1,142	△2,343	1,196
当期純利益		16,089		34,776

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

阪急阪神ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 川 井 一 男 ㊞
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 松 山 和 弘 ㊞
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 溝 静 太 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪急阪神ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪急阪神ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

阪急阪神ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 井 一 男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 山 和 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 溝 静 太 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪急阪神ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第177期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第177期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）については、その整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づく構築及び運用の状況について取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」並びに「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み」及び「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」等）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ子会社等において事業の報告を受け、説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み」及び「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

阪急阪神ホールディングス株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 川 島 常 紀 ㊞

常任監査役（常勤） 石 橋 正 好 ㊞

監査役（社外監査役） 土 肥 孝 治 ㊞

監査役（社外監査役） 阪 口 春 男 ㊞

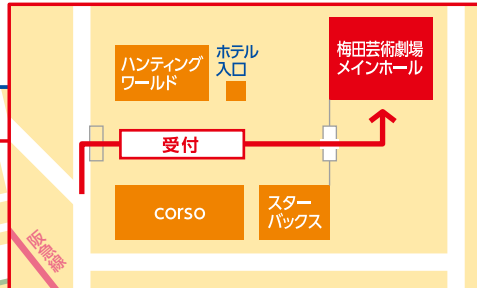
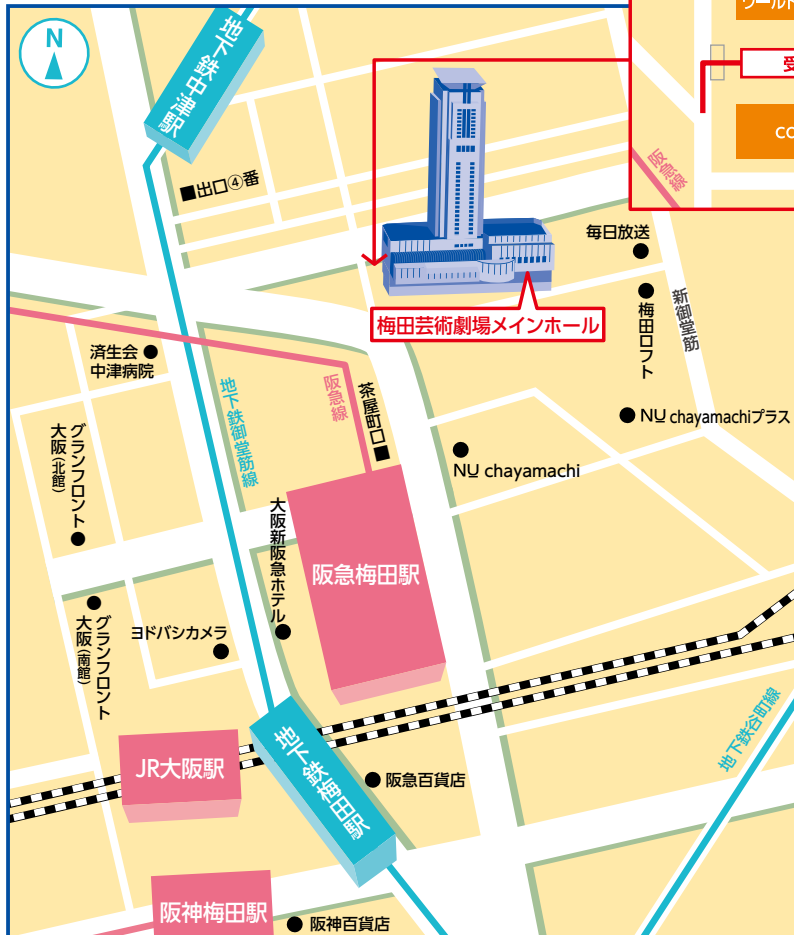
監査役（社外監査役） 石 井 淳 蔵 ㊞

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市北区茶屋町19番1号
梅田芸術劇場 メインホール

会場付近詳細図 (受付ご案内図)



- ※ 会場には駐車場・駐輪場がありませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。
- ※ 受付開始時刻は午前9時を予定しております。

阪急阪神ホールディングス株式会社

〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号 電話 06(6373)5100

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C009870

この印刷物は、大豆油インキを包含した
植物油インキと適切に管理された
森林の木材を利用した
FSC®認証紙を使用しています。